

公共的団体による防犯カメラの 設置及び運用に関するガイドライン

土 岐 市

令和2年6月

公共的団体による防犯カメラの 設置及び運用に関するガイドライン

I はじめに

1 ガイドラインの策定目的

土岐市では、安全で住みよい社会を実現するため「土岐市生活安全条例」に基づき、市民・事業所・関係団体の連帯により、犯罪、事故等を防止するための安全活動に取り組んでいます。

最近、凶悪かつ悲惨な街頭犯罪が報道されるたびに、改めて安全で安心して暮らせるまちづくりのための対策が必要であると考えさせられます。犯罪防止には、自ら犯罪被害にあわないように努めることは当然ですが、地域住民が警察、行政等と連携・協働して日常的にパトロールや声かけ活動を行うといった、まちづくりのためのコミュニティ活動を行うことも効果的です。また、近年、防犯カメラは、犯罪の抑止効果や住民の安心感の醸成、犯罪発生時の容疑者特定にも役立つとして設置が進んでいます。一方で防犯カメラは、24時間撮影が可能であること等から、誤った運用により記録された画像データが流出し、他の目的に利用されるのではないかと不安な面もあります。撮影される個人のプライバシーを侵害することがないよう、十分留意することが必要です。

そこで、土岐市では、防犯カメラの有用性と個人のプライバシーの保護との調和を図りつつ、市民の不安を和らげるため、地域の公共的団体が防犯カメラを設置及び運用するにあたって留意すべき事項を定めました。

防犯カメラを設置・運用される公共的団体の皆様には、このガイドラインや個人情報保護法等の法令に従って、適切な運用をお願いします。

2 防犯カメラとは

このガイドラインでいう防犯カメラとは、道路、商店街、広場、公園など不特定多数の方が利用する施設や場所を、犯罪の防止を目的として継続的に設置されるカメラで、かつ画像を撮影し記録する機能を有するものをいいます。

3 公共的団体とは

このガイドラインでいう公共的団体とは、自治会、町内会、その他公共的な活動を営む団体をいいます。

4 防犯カメラと個人のプライバシー

防犯カメラで撮影された画像は、その取扱いによってはプライバシーを侵害する恐れがあり、取扱いには十分に留意することが必要です。人には、自己の容ぼう等をみだりに撮影されたり、公表されたりすることのない自由があり、プライバシーに関する権利の一つとして、憲法第13条（個人の尊重）の趣旨も踏まえた慎重な取扱いが必要です。

また、防犯カメラに記録された個人の画像は、特定の人物を識別することができる個人情報であり、「個人情報の保護に関する法律」に定められている個人情報として保護の対象となっています。

II 防犯カメラの設置及び運用にあたっての留意事項

1 設置の目的

防犯カメラの設置者は、犯罪、または事故を防止するなどの目的を明確にし、その目的を逸脱した運用を行わないことが必要です。

2 設置場所と撮影範囲の制限

防犯カメラの設置及び運用にあたっては、不必要な個人の画像の撮影を防ぐために、設

置場所及び撮影範囲を必要最小限にする必要があります。

また、地域住民等への説明や貼り紙等による事前告知、住宅内部などの私的空間が映らないようにカメラの角度を調整するなどの配慮や、防犯カメラを設置しようとする施設や場所の所有者・管理者の許可を得ることも必要です。

3 カメラ設置の表示

防犯カメラの設置にあたっては、防犯効果を高めるとともに、プライバシーの保護を図るため、撮影対象区域内または周辺の見やすい場所に防犯カメラを設置していること及び設置者の名称等を表示することが必要です。

4 管理責任者の指定

防犯カメラは、その運用を誤れば個人のプライバシーの侵害につながります。

防犯カメラ及び画像の適切な管理、情報の漏えい防止等に配慮するため、その管理・運用にあたっては、管理責任者を定め、それ以外の者が取扱うことのないよう厳重な注意が必要です。

また、管理責任者が、自ら防犯カメラの操作をすることができない場合は、操作取扱者を指定し、その指定を受けた者だけに機器の操作等の業務を行わせる必要があります。

5 撮影された画像データの適正な管理

画像データが、外部に漏れることのないよう適正かつ慎重な管理を行う必要があります。

(1) データの厳重な保管

管理責任者は、画像の漏えい、滅失、き損、改ざん防止等画像の安全管理対策が必要です。モニターや録画装置、録画媒体がある場所は、設置者、管理責任者及び操作取扱者（「設置者等」という。）以外の視聴や盗難の防止のため、施錠のできる事務室内や設備の中で厳重に保管するなど施設の状況に応じた情報漏えい防止の措置を実施し、外部への持ち出し

ができないようにしなければなりません。

また、インターネット回線等により画像の送受信を行う場合は、IDやパスワードを使用するなど画像データの流出等に注意しなければなりません。

(2) 画像データの保存期間

設置目的を達成する範囲内で、必要な保存期間（できるだけ短期間とし、長くても1ヶ月程度）を定めることが必要です。ただし、設置者等が犯罪・事故の捜査のため特に必要と判断するときは、保存期間を延長することも可能です。

(3) 画像データの消去

保存期間を経過した画像データは速やかに消去するか、上書きによる消去をするようにします。また、録画媒体を処分する場合は、処分の日時、方法等を記録するとともに、読み取りが物理的に行えないよう破砕または復元のできない完全な消去等を行う必要があります。

6 秘密の保持

防犯カメラの設置者等は、防犯カメラによって知り得た個人の情報を他に漏らしたり、または不当な目的のために使用してはいけません。なお、設置者等でなくなった後も同様です。

7 画像データの閲覧・提供

(1) 画像データは、プライバシーが侵害されることのないよう、設置目的以外での利用や第三者に閲覧させることや提供することはできません。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

① 法令に基づく場合

裁判官が発付する令状に基づく場合または裁判所からの文書提出命令（民事訴訟法

第223条)、弁護士法第23条の2第2項による照会、刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査に関する照会に基づく場合などを想定しています。

② 人の生命・身体または財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合
行方不明者の安否確認や災害時の被害状況確認などを想定しています。

③ 画像から識別される本人の同意がある場合、または本人に提供する場合
目的外利用または外部提供するときについて、本人の同意を得ているときをいいます。ただし、画像に記録されている他の人の画像や住居の様子等が見えないように配慮するなどして、第三者の権利利益を害することがないよう、細心の注意が求められます。

(2) 画像データの閲覧および提供にあたっては、相手先に身分証明書の提示を求める等の身元の確認を行うとともに、日時や提供先、提供した画像の内容、目的、理由などを記録しておく必要があります。

8 苦情等の処理

防犯カメラの設置者等は、防犯カメラの設置及び運用に対する苦情や問合せを受けたときは、適切かつ迅速な対応に努めなければなりません。

9 保守点検等

防犯カメラの設置者等は、防犯カメラの機能維持のため定期的に保守点検を行うことが必要です。また、パソコン等で防犯カメラの画像を取り扱う場合は、最新のウイルス対策ソフトを導入する等、セキュリティ対策に十分配慮することとします。

防犯カメラの運用を廃止する場合は、設置者等は、責任を持ってカメラや記録装置等の機器及び設置表示を撤去するとともに、記録装置等に保存されている画像は、確実に消去することが必要です。

10 業務の委託

防犯カメラの設置及び運用を含めた施設管理業務や警備業務等を委託する場合は、この留意事項の順守を委託契約の条件にするなど、適正な設置、運用を徹底することが必要です。

Ⅲ 設置・運用規程の作成

防犯カメラの設置者等は、このガイドラインの内容を踏まえた適切な運用が可能となるよう、設置・運用規程（次ページ参考例参照）を定め、その内容を周知・徹底することが必要です。

〇〇町内会 防犯カメラ設置・運用規程

1 趣旨

この規程は、〇〇〇〇〇（施設名や地域名等を記載）に設置される防犯カメラについて、街頭犯罪を減少させ、安全で安心して暮らせるまちづくりに寄与することと併せ、当該カメラの対象となる者のプライバシーの保護を図るため、その設置及び運用について定める。

2 設置目的

防犯カメラは、〇〇〇〇〇（施設名や地域名等を記載）における犯罪防止や事故防止のために設置する。

3 設置の場所等

(1) 設置の場所及び設置台数

別紙配置図のとおり、施設に〇〇台の防犯カメラを設置する。

〈※ 別紙配置図には、カメラの設置箇所や撮影方向、撮影範囲（カメラの画角）を表示します。〉

(2) 設置の表示

防犯カメラの撮影区域の入口等の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」「設置者名」等を記載したプレート等を設置する。

4 管理責任者等

(1) 防犯カメラの適正な管理・運用を図るため管理責任者を置く。

(2) 管理責任者は、〇〇〇〇とする。

(3) 管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置くことができる。

〈※ 管理責任者自らが防犯カメラを取り扱う場合は、(3)と(4)は不要です。〉

(4) 操作取扱者は、〇〇〇〇とする。（または「操作取扱者は、管理責任者が指定した者とする。」）

5 画像の管理

(1) 保管場所

録画装置の保管場所は、〇〇室とし、管理責任者が施錠を行うなどして、適正に管理する。

(2) 立ち入り制限

保管場所には、管理責任者、操作取扱者及び管理責任者が許可した者以外は立ち入ることができない。

(3) 保存期間

保存期間は、〇〇日間とする。

(4) 画像の不必要な複製等の禁止

記録された画像の不必要な複製や加工を行わない。

(5) 画像の消去

保存期間を経過した画像は、上書き等により速やかに、かつ、確実に消去する。記録媒体を処分するときは、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認のうえ処分し、処分した日時、方法等を記録する。

6 画像の利用及び閲覧・提供の制限

(1) 記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しない。また、次の場合を除き第三者に提供しない。

ア 法令に基づく場合

イ 人の生命・身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

ウ 画像から識別される本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

(2) 閲覧・提供に当たっては、相手先から身分証明書の提示を求めるなど身元の確認を行うとともに、閲覧・提供を行った日時、提供先、画像の内容、目的、理由等を記録する。

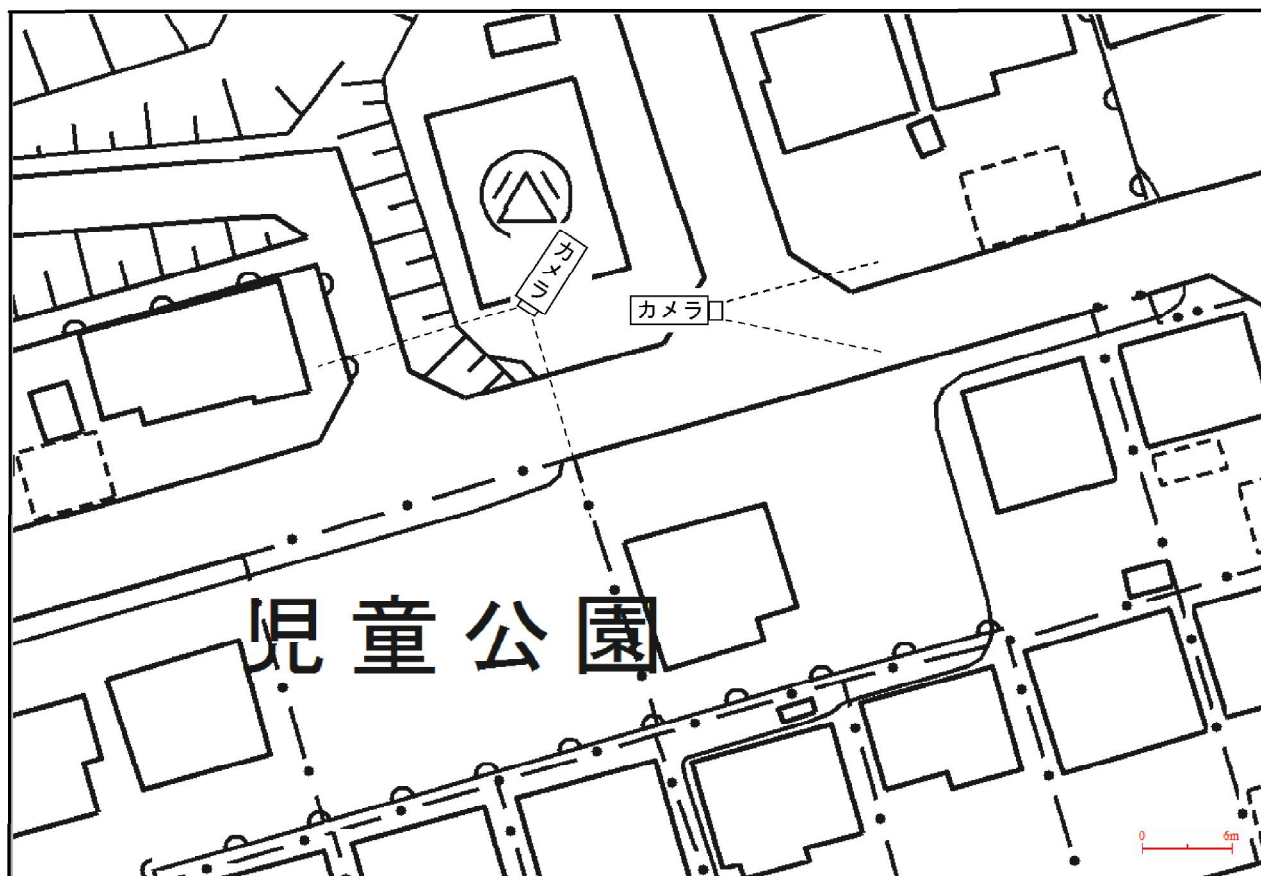
7 苦情等への対応

設置者及び管理責任者等は、防犯カメラの設置及び管理に関する苦情や問い合わせを受けたときは、適切かつ迅速に対応する。

(附則)

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。

【配置図 例】



【設置表示 例】

防犯カメラ作動中
(設置者名)

問合せ先 土岐市役所 市民生活部 生活環境課

〒509-5192 土岐市土岐津町土岐口 2101 番地

電話：0572-54-1111 内線 171

FAX：0572-54-7062

電子メール：seikan@city.toki.lg.jp